八千代町高校生キャリアアップ応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、高校生のキャリアアップを応援するため、各種検定等を受検する

際に、予算の範囲内で、高校生キャリアップ応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

1. 高校生　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する高等学校、特

別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校（第３学年までとする。）に就学している生徒をいう。

1. 保護者　高校生の親権を行う者、後見人その他の者で、現に当該高校生を扶養

し、かつ、生計を維持しているものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　(1)　八千代町在住の高校生

　(2)　八千代高等学校に在籍する高校生

　(3)　その他、町長が認めるもの

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、別表第１に掲げる検定等において検定級等の取得を目的とする検定等実施事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、別表第１に掲げる検定等のうち、検定級等を取得したものの検定料等の経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の２分の１以内とする。ただし、５，０００円を限度とする。

２　補助回数は、１人当たり１年度につき１回を限度とする。

３　第１項の補助金の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請、実績報告及び請求）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八千代町高校生キャリアアップ応援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　(1)　検定級等を取得したことがわかるものの写し

　(2)　領収書又はその支払がわかるものの写し

　(3)　高校生であることが確認できるものの写し

　(4)　その他町長が必要と認める書類

２　前項の交付申請は、検定級等を取得した日の属する年度の３月３１日までに提出するものとする。

３　第１項の交付申請は、対象者の委任により、対象者の保護者へ委任することができる。

（交付の決定）

第８条　町長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査して、補助金交付の適否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金交付の適否を決定したときは、八千代町高校生キャリアアップ応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者の請求に基づき申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

　（交付の決定の取消し）

第１０条　町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取消すことができる。

　(1)　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　(2)　補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、八千代町高校生キャリアアップ応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第３号）により、交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第１１条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、八千代町高校生キャリアアップ応援事業補助金返還通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

　（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

　（失効）

２　この訓令は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

別表第１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 検定等名 | 実施団体 |
| １　農業技術検定（２級以上の級） | 全国農業会議所 |
| ２　トレース技能検定（２級以上の級） | 中央工学校生涯学習センター |
| ３　小型車両系建設機械特別教育 | 各種機関 |
| ４　フォークリフト等技能講習 | 各種機関 |
| ５　フォークリフト等特別教育 | 各種機関 |
| ６　甲種・乙種危険物取扱者試験 | 一般財団法人消防試験研究センター |
| ７　英語検定（２級以上の級） | 公益社団法人日本英語検定協会  全国商業高等学校協会 |
| ８　漢字検定（２級以上の級） | 公益財団法人日本漢字能力検定協会 |
| ９　数学検定（２級以上の級） | 公益財団法人日本数学検定協会 |
| 10　珠算・電卓検定（２級以上の級） | 全国商業高等学校協会 |
| 11　簿記検定（２級以上の級） | 全国商業高等学校協会  日本商工会議所 |
| 12　ビジネス文書・計算検定（２級以上の級） | 全国商業高等学校協会  実務技能検定協会 |
| 13　全商ビジネスコミュニケーション検定 | 全国商業高等学校協会 |
| 14　全商情報処理検定（２級以上の級） | 全国商業高等学校協会 |
| 15　被服製作技術検定 | 全国高等学校家庭科教育振興協会 |
| 16　食物調理技術検定 | 全国高等学校家庭科教育振興協会 |
| 17　保育技術検定（各種目・２級以上の級） | 全国高等学校家庭科教育振興協会 |
| 18　硬筆・毛筆書写技能検定 | 日本書写技能検定協会 |
| 19　基礎製図検定 | 全国工業高等学校長協会 |
| 20　ドローン検定 | ドローン検定協会 |
| 21　陸上特殊無線技士（２級以上の級） | 公益財団法人日本無線協会 |
| 22　アマチュア無線技士（２級以上の級） | 公益財団法人日本無線協会 |
| 23　第二種電気工事士 | 一般財団法人電気技術者試験センター |
| 24　その他上記検定等と同等以上と認められるもの |  |